

### 3. 稲美町における耐震化の状況

#### (1) 住宅

住宅の耐震化率は、平成 27 年度に「97%」とする改定前の目標に対し、平成 25 年時点で 70.2%となっており、県と同様に目標達成は困難な状況にある。

表 住宅の耐震化率（平成 25 年値：住宅・土地統計調査より推計）

住宅総数 10,490 戸	新耐震建築物 6,280 戸 (59.9%)	耐震化されている住宅 7,364 戸 (耐震化率 70.2%)
	旧耐震建築物 4,210 戸 (40.1%)	耐震改修済の住宅：330 戸
		耐震性ありの住宅：754 戸
		耐震性のない住宅 3,126 戸 (29.8%)

#### (2) 多数利用建築物

法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率は、平成 27 年度に「92%」とする改定前の目標に対し、公共建築物は 96.7%で目標を達成しているが、民間建築物が 73.0%と未達成の状況にある。また、全体としては耐震化率 83.6%で目標を達成していない。

表 稲美町における多数利用建築物の耐震化率の現況 (平成 29 年 3 月現在)

	多数利用 建築物総数	耐震性のある 多数利用 建築物数	耐震診断の結果 耐震性のない 建築物数	耐震診断未実施 耐震性不明 建築物数	現況 耐震化率
公共	30 棟	29 棟	1 棟	—	96.7%
民間	37 棟	27 棟	1 棟	9 棟	73.0%
合計	67 棟	56 棟	2 棟	9 棟	83.6%

### (3) 町有建築物

本町が所有する多数利用建築物は19棟あり、そのうち耐震性のある建築物は18棟であることから、耐震化率は94.7%となり、目標「92%」を達成している。

表 稲美町所有の多数利用建築物の耐震化率の現況

(平成29年3月現在)

	多数利用 建築物総数	耐震性のある 多数利用 建築物数	耐震診断の結果 耐震性のない 建築物数	耐震診断未実施 耐震性不明 建築物数	現況 耐震化率
町有	19棟	18棟	1棟	—	94.7%

表 多数の者が利用する建築物等一覧

	用途	規模要件
多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
		上記以外の学校
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎下宿	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	幼稚園、保育所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設		
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物 (法第14条第2号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、または処理する全ての建築物	
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 (法第14条第3号)	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	

## 4. 耐震化の目標の設定

### (1) 上位計画等における耐震化率の目標

上位計画	建物種別	目標値（目標年次）
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	住宅	(平成 32 年) すくなくとも 95% (平成 37 年) 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する
	多数の者が利用する建築物	(平成 32 年) すくなくとも 95%
住生活基本計画（全国計画）	住宅	(平成 32 年) 95%
新成長戦略	住宅	(平成 32 年) 95%
国土強靱化アクションプラン 2015	住宅	(平成 32 年) 95%
	建築物	(平成 32 年) 95%
兵庫県耐震改修促進計画	住宅	(平成 37 年度) 97%
	多数の者が利用する建築物	(平成 37 年度) 97%

### (2) 目標設定の考え方

#### ①住宅

南海トラフ地震等の被害軽減のため、時間をかけても現行の目標値である耐震化率 97%は達成すべきである。このことは、兵庫県が実施する南海トラフ地震対策とも整合する。

このため、徹底した啓発活動を実施することで耐震化ペースを向上させ、今後 10 年での目標達成を見込むとともに、意識啓発活動に関する目標を新たに設定する。

#### ②多数利用建築物

南海トラフ地震等の被害軽減と災害対策初動期の機能確保のため、多数利用建築物の一層の耐震化が必要である。

このため、兵庫県耐震改修促進計画に合わせ耐震化率目標を住宅と同じ 97%とし、今後 10 年での達成を見込む。

### (3) 住宅の耐震化の目標

#### ①耐震化率の目標

〔目標〕住宅の耐震化率を、平成37年度に97%とする。

	現況（平成25年度）	目標（平成37年度）
住宅総数	10,490戸	11,230戸
耐震性なし	3,126戸	337戸
耐震化率	70.2%	97%

#### ②意識啓発活動の目標

耐震性のない住宅すべてに対して「草の根意識啓発活動」を行う。



※事業者…建築士事務所や施工業者など住宅の耐震化について専門知識を有する企業、団体等

#### (4) 多数利用建築物の耐震化の目標

##### ①耐震化率の目標

〔目標〕 多数利用建築物の耐震化率を、平成 37 年度に 97%とする。

	現況（平成 28 年度）	目標（平成 37 年度）
建築物総数	67 棟	67 棟
耐震性あり	56 棟	65 棟
耐震性なし または不明	11 棟	2 棟
耐震化率	83.6%	97%